

## 住民監査請求（政務活動費）の監査結果について（概要）

次のとおり、平成 28 年 5 月 19 日に提出された住民監査請求について、同年 7 月 14 日に請求人（5 人）に監査結果を通知した。（監査結果は同年同月 13 日決定）

### 1 請求の要旨

#### （1）新田孝 議員

ア 人件費（300 万円）

有限会社Aに対し人件費を支出しているが、同社は議員が代表を務める政党支部及び所長である税理士事務所と同一住所地にあり、長男が代表取締役である等、生計を一にする親族への支出と考えられる。

イ 事務所費（264 万円）

有限会社B（賃貸人）の役員が議員と住所が同一である等、生計を一にする親族への支出と考えられる。

#### （2）川嶋広稔 議員（事務所費のうち事務所賃借料 144 万円）

親族への支払いとして社会通念上疑義が生じるものであり、適正な政務活動費とは認められない。

### 2 監査の対象事項

#### （1）新田議員（受理）

市長が議長から収支報告書等の提出を受けた平成 27 年 6 月 18 日から 1 年間の住民監査請求期間内になされており、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 2 項の要件を満たし、受理した。

#### （2）川嶋議員（却下）

本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実について、具体的な理由により法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示したものとイえず、法第 242 条の要件を満たさない。

### 3 監査の結果（棄却）

#### （1）監査委員の判断の要旨

政務活動費の使途基準適合性に関する確認は第一次的には会派が自主的、自律的に行うべきであり、市会事務局職員による確認は政務活動費が適切に支出されていると確認できる範囲で一般的、外形的に行うことが要請され、同局職員の確認方法がこの点から不適切、不合理な場合には、違法、不当な公金支出となることがあるというべきである。

本件監査請求では、市会事務局は新田議員に係る人件費等の支出の適正性について、会派に対し、他の議員も含め総括的に確認するとともに、新田議員については過去の個別確認から変化がないと確認している。また、収支報告書等から再確認を行うべき事情は認められない。

また、今回の監査で請求人の主張につき確認したところ、会派から有限会社A、Bの決算書が提出され、両法人は本件監査請求対象の政務活動費に係る人件費、事務所費を大きく上回る収入、支出が計上されており、両法人は、全収入が議員本人や議員と生計を一にする親族の収入となる法人であるとか、政務活動に係る業務以外の活動実態が認められない法人ではないと確認された。

したがって、両法人は、独立した法人格を認めることに疑義がある、すなわち自己若しくは生計を一にしている親族への支払いと同視すべきとはいえず、条例等で定めた要件を欠く支出とは認められなかった。市会事務局もこの点を改めて確認している。

以上より、市会事務局職員によるこのような確認方法が不適切、不合理とまではいえず、市会事務局職員による違法不当な公金の支出があったとは認められない。

#### （2）意見の要旨

市会におかれては、政務活動費の使途基準のさらなる明確化を図るとともに、政務活動費の充当が認められる法人の実態であると会派が責任を持って確認できるよう、また、法人への人件費が適正に支出されるよう、どのような場合に、どのような資料で、何を確認すべきかを明らかにした上で、市民に対する説明責任の一環として、手引きに明文化することを検討されたい。